

福岡市設計等委託業務成績評定要領

(建築・設備版)

令和5年4月

福岡市財政局技術監理部検査課

(目的)

第1 この要領は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局が発注する基本設計、実施設計及び積算、並びに耐震診断業務（以下、「設計等委託業務」という。）の成績評価（以下「評価」という。）に必要な事項を定め、その適切な実施を図ることにより、評価結果の活用による受注者の指導育成や適切な選定及び指導育成を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2 この要領において評価の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定める建築意匠及び構造、電気設備、機械設備の基本設計、実施設計及び積算業務
 - 二 建築物の耐震診断業務
- 2 評価は、原則として契約金額が100万円を超える設計等委託業務について行うものとする。

(評価者)

第3 設計等委託業務の評価者（以下「評価者」という。）は、次に掲げる検査員、総括監督員及び監督員とする。

- 2 検査員とは次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 共通仕様書に定める業務にあつては、共通仕様書 第1章1.2用語の定義に定める検査員。
 - 二 建築物の耐震診断業務にあつては、契約図書に規定された検査を行う者。
- 3 総括監督員及び監督員（以下「総括監督員等」という。）とは次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 共通仕様書に定める業務にあつては、監督員は共通仕様書第1章1.2用語の定義に定める監督員、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者。
 - 二 建築物の耐震診断業務にあつては、監督員は契約図書に規定された監督員、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者。

(評価の方法)

第4 評価は、設計等委託業務ごと、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評価の結果は、「様式第1」の「設計等委託業務成績評価表」（以下「評価表」という。）に記録するものとする。

(評価の時期)

第5 検査員である設計等委託業務の評価者は完了検査を実施したとき、総括監督員等である設計等委託業務の評価者は設計等委託業務が完了したとき、それぞれ評価するものとする。

(評価の結果の通知及び公表)

第6 市長は、評価を行ったときは、遅滞なく、当該設計等委託業務の受注者に対して、評価の結果を「様式第2」、「様式第2-別紙1」により通知するものとし、その書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

2 市長は、前項の評定の結果が「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱」第2条に規定する表彰の対象者の基準に該当する場合、第10の4で定める委託業務成績優良業者表彰の対象である旨の通知の際に、当該設計等委託業務の評定結果の通知及び公表を行うものとする。

(評定の修正)

第7 市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、市長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、当該設計等委託業務の監督課とする。

3 市長は、第1項により説明を求められたときは、速やかに「様式第3」により回答するものとする。

4 市長は、前項の回答をする場合、「福岡市設計等委託業務成績評定委員会」に意見を求めることができる。

5 市長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求等)

第9 第8の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、当該設計等委託業務の監督課とする。

3 市長は、第9の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、「様式第4」により回答するものとする。

4 市長は、前項の回答をする場合、「福岡市設計等委託業務成績評定委員会」の審議を経てから回答するものとする。

5 市長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(設計等委託業務成績優良業者表彰の手続き)

第10 評定者は、評定の結果が「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱」第2条に規定する表彰の対象者の基準に該当する場合、当該設計等委託業務の受渡を行った日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、「様式第5」により、財政局技術監理部検査課（以下「検査課」という）に成果品の確認を依頼するものとする。

2 検査課は、前項の依頼を受けた日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、当該設計等委託業務の成果品の確認を行うものとする。

- 3 検査課は、成果品の確認を行った日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、成果品に問題がないか否かを、評定者に対して、「様式第6」により回答する。
- 4 市長は、前項の回答により成果品に問題がない場合、第6による評定結果の通知を行う際に、「様式第7」により「委託業務成績優良業者表彰」の対象である旨を当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

（附 則）

この要領は、平成24年4月1日以降に入札公告又は入札指名する設計等業務について適用する。

（附 則）

この要領は、平成25年4月1日以降に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う委託契約に係る業務について適用し、同日前に契約の誘引を行う委託契約については、なお従前の例による。

（附 則）

この要領は、平成28年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。

（附 則）

この要領は、令和2年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。

（附 則）

この要領は、令和5年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。

課		
課長	係長	係員

設計等委託業務成績評定表			
平成 年 月 日			
発注者名			
業務名称			
契約金額	当初:		最終
履行期間	自: 平成 年 月 日		至: 平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日		
完了検査年月日	平成 年 月 日		
契約相手方名称・所在地	名称:	所在地:	
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	建築:		:
	電気:	機械:	:
総括監督員所属・氏名	所属:	氏名:	印
監督員所属・氏名	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
検査員所属・氏名	所属:	氏名:	印
総合評定点			
総合評定点 ①-②[①-②-③] () []			
(再通知を行った日付 年 月 日)			
総合評定点の内訳			
① 総合点(減点無し) () []			
< 基礎点 () [] >			
② 業務履行中に生じた事由による減点 () []			
③ 業務完了後に生じた事由による減点 []			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点 () []			
総合点(減点無し)の分野別内訳			
建築総合	() []	電気設計	() []
建築構造	() []	電気積算	() []
建築積算	() []	機械設計	() []
		機械積算	() []

※複数による検査が行われる場合、検査員全員の所属及び氏名を検査員所属・氏名欄に明記して押印すること。

※[]内は修正後

様式第2

(公印省略)

第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

福岡市長 高島 宗一郎

設計等委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の設計等委託業務について、「福岡市設計等委託業務成績評定要領」に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務名

2. 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 完了検査年月日 令和 年 月 日

4. 総合評定点 点 (内訳は別表のとおり)

5. 送付先・手続き等の問い合わせ先

様式第2-別紙1

総合評定点の内訳

委託業務名	
工期	
完了検査年月日	
受注者名	
総合評定点	点
総合点（減点無し）	点
業務履行中に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点
管理技術者評定点	点

総合点（減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目	評価の視点	項目の分類	指標	得点	配点
業務実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎		/
	管理技術者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎		/
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎		/
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎		/
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎		/
			創意工夫		/
与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎		/	
		創意工夫		/	
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎		/
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫		/
小計（基礎項目）					/
小計（創意工夫項目）					/
合計					/ 35.00

（表の見方）

- 1) 総合点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

様式第3

(公印省略)

第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福岡市長 高島 宗一郎

設計等委託業務成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は「福岡市設計等委託業務成績評定委員会」の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務名
2. 疑問に対する回答
3. 送付先・手続き等の問い合わせ先

様式第 4

(公印省略)

第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福岡市長 高島 宗一郎

設計等委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 委託業務名

2. 疑問に対する回答

				課
課長	係長	係長	係	員

令和 年 月 日

財政局技術監理部検査課長 様

局 部 課長

設計等委託業務成績優良業者表彰対象案件
成果品の確認について（依頼）

1 契約件名

2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 受注者名

4 評定点 点

上記委託につきましては、検査の結果、成績優良業者表彰対象となりましたので、成果品の確認をお願いします。

令和 年 月 日

(監督課)

〇〇課長 様

財政局技術監理部技術監理課長

設計等委託業務成績優良業者表彰対象案件の成果品確認結果について (報告)

成果品確認を実施した結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象委託業務

委託名 :
受注者名 :
点検実施日 : 令和 年 月 日

2. 成果品確認実施者

所属名 : 財政局技術監理部検査課
職氏名 : ●●係長 〇〇 〇〇
: 係員 △△ △△

3. 成果品確認結果 (■が該当項目)

- 成果品に問題なし。
受注者に「設計等委託業務成績評定通知書」と表彰通知文書「委託業務成績
優良業者表彰について(通知)」を送付してください。
- 成果品の一部に不備が認められた。(評定点の見直しの検討をお願いします。)

様式第7

(公 印 省 略)
財 監 第 号
令 和 年 月 日

委託受注者名

様

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部検査課)

委託業務成績優良業者表彰について(通知)

平素から本市行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

貴社が履行した下記委託におきましては、優秀な成績でありましたので、「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱第2条」に基づき、委託業務成績優良業者表彰の対象であることをお知らせいたします。

なお、表彰式の日時につきましては現時点で決定しておりませんので、後日ご連絡いたします。

記

委託名 : ○○○○○○設計業務委託

福岡市財政局技術監理部検査課
連絡先 : 711-4192
担 当 :